

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	その他の 当 手 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	3		38,040	16,088 (3.50)				54,128	8,138	62,266	
	議 員	36	334,946		141,644 (3.50)				476,590	34,552	511,142	
	その他の 特別職	53	44,140	23,506	9,509	122		251	77,528	6,204	83,732	
	計	92	379,086	61,546	167,241	122		251	608,246	48,894	657,140	
前年度	長 等	3		38,040	15,860 (3.45)			86	53,986	8,070	62,056	
	議 員	37	344,186		143,472 (3.45)				487,658	38,302	525,960	
	その他の 特別職	54	40,877	32,921	13,366	123		248	87,535	8,630	96,165	
	計	94	385,063	70,961	172,698	123		334	629,179	55,002	684,181	
比 較	長 等				228			△ 86	142	68	210	
	議 員	△ 1	△ 9,240		△ 1,828				△ 11,068	△ 3,750	△ 14,818	
	その他の 特別職	△ 1	3,263	△ 9,415	△ 3,857	△ 1		3	△ 10,007	△ 2,426	△ 12,433	
	計	△ 2	△ 5,977	△ 9,415	△ 5,457	△ 1		△ 83	△ 20,933	△ 6,108	△ 27,041	

2 一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(1,592) 12,704	2,616,961	57,210,654	45,155,045	104,982,660	18,811,779	123,794,439	
前 年 度	(1,575) 12,716	2,562,384	55,274,684	42,183,389	100,020,457	18,209,760	118,230,217	
比 較	(17) △ 12	54,577	1,935,970	2,971,656	4,962,203	602,019	5,564,222	

() 内は、短時間勤務職員 (外数)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	へ き 地 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)
		本 年 度	1,295,783	1,137,370	765,657	50,944	1,293,918	60,002	523,264	2,719	55,320	3,098,098	312,088
	前 年 度	1,239,010	1,419,883	741,838	57,242	1,187,893	55,215	528,755	2,051	48,439	2,900,190	303,323	17,544
	比 較	56,773	△ 282,513	23,819	△ 6,298	106,025	4,787	△ 5,491	668	6,881	197,908	8,765	212
	区 分	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	義 務 教 育 特 別 手 当 (千円)	定 時 制 通 信 教 育 手 当 (千円)	産 業 教 育 手 当 (千円)	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	私 服 代 料 (千円)
	本 年 度	21,379	6,267	1,001,103	13,379,893	11,209,697	93,587	293,906	31,409	92,101	7,494	10,387,657	17,633
	前 年 度	21,379	6,316	992,103	12,873,052	10,768,618	81,372	423,892	30,083	89,235	8,467	8,369,657	17,832
	比 較		△ 49	9,000	506,841	441,079	12,215	△ 129,986	1,326	2,866	△ 973	2,018,000	△ 199

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	1,935,970	給与改定に伴う 増 減 分	1,854,696		給与改定の状況 前年度 給与の改定率 3.3 %	
		昇給に伴う 増 加 分	562,617			
		その他の増減分	△ 481,343	人 員 減 分 新陳代謝等分	△ 62,448 △ 418,895	
職員手当	2,971,656	制度改正に伴う 増 減 分	763,680	扶 養 手 当 地 域 手 当 特 地 勤 務 手 当 期 末 手 当 勤 勉 手 当	93,546 △ 386,654 795,195 131,119 130,474	<ul style="list-style-type: none"> ○ 扶養手当 配偶者（行政職 7 級相当以下） 子 改定前 3,000 円 11,500 円 改定後 0 円 13,000 円 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域手当 改定前 県下全域 2.30% 東京都特別区 20.00% 横浜市、大阪市 16.00% 八王子市 15.00% 静岡市 7.00% 金沢市 3.00% その他（医師） 16.00% 改定後 1.84% 20.00% 16.00% 16.00% 8.00% 4.00% 16.00% <ul style="list-style-type: none"> ○ 特地勤務手当 改定前 地域手当との減額調 整あり 改定後 地域手当との減額調 整を廃止 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特地勤務手当に準ずる手当 改定前 特地公署又は準特地 公署への採用に伴い 住居を移転した職員 は支給対象外 改定後 特地公署又は準特地 公署への採用に伴い 住居を移転した職員 を支給対象とする <ul style="list-style-type: none"> ○ 期末手当 改定前 6月支給分 1.25 月 12月支給分 1.25 月 改定後 1.2625 月 1.2625 月 <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤勉手当 改定前 6月支給分 1.05 月 12月支給分 1.05 月 改定後 1.0625 月 1.0625 月
		その他の増減分	2,207,976			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
令和8年 1月1日 現 在	平均給料 月 額 (円)	352,117	502,347	350,906	338,958	379,984	330,359	378,163	364,787	428,879	356,510	377,952
	平均給与 月 額 (円)	422,859	895,303	396,813	369,322	431,966	421,664	452,939	424,239	464,111	479,884	429,732
	平均年齢 (歳)	42.74	49.95	44.87	37.53	44.03	37.92	45.54	42.10	44.57	38.46	55.40
区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
令和7年 1月1日 現 在	平均給料 月 額 (円)	339,040	476,685	343,669	328,919	363,721	322,244	367,805	354,338	403,981	343,523	363,092
	平均給与 月 額 (円)	409,847	921,847	390,619	380,912	416,585	427,151	439,322	411,359	437,305	468,103	413,410
	平均年齢 (歳)	42.97	48.20	44.05	43.03	44.28	37.82	45.60	42.46	45.75	38.14	55.17

イ 初 任 給

区 分	一 般 行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)	教育職(一) (円)	教育職(二) (円)	教育職(三) (円)	公 安 職 (円)	技 能 労務職 (円)	
高 校 卒	207,216									244,910	212,028	
大 学 卒	238,194	328,300	245,512	272,880	259,848	245,412	266,063	266,063	281,702	272,279		
区 分	国 の 制 度											
	行政職(一) (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)				教育職(二) (円)	公安職(一) (円)	行政職(二) (円)
高 校 卒	200,300		201,000								230,400	198,200
大 学 卒	232,000	305,600	239,800	269,100	251,100	239,500				275,700	269,200	

ウ 級別職員数

区分	級	一行政般職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研究職		福祉職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公安職		技務能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 8年 1月 1日 現在	1 級	() 362	() 10.5	() 4	() 21.1	() 3	() 7.9	()	()	()	()	() 8	() 15.4	() 124	() 6.4	() 41	() 0.9	() 1	() 14.3	() 219	() 13.0	()	()
	2 級	() 502	() 14.6	() 2	() 10.5	() 4	() 10.5	() 10	() 21.3	(12) 54	(100.0) 28.7	() 10	() 19.2	(2) 1,694	(100.0) 88.1	(134) 3,985	(100.0) 87.2	(1) 1	(100.0) 14.3	() 276	() 16.4	()	()
	特2級													() 1	() 0.1	() 29	() 0.6						
	3 級	(98) 609	(95.1) 17.7	() 11	() 57.9	() 3	() 7.9	() 9	() 19.1	() 109	() 58.0	() 14	() 26.9	() 66	() 3.4	() 276	() 6.0	() 1	() 14.3	() 419	() 24.9	(7)	(100.0)
	4 級	() 655	() 19.0	() 2	() 10.5	() 3	() 7.9	() 6	() 12.8	() 25	() 13.3	() 16	() 30.8	() 38	() 2.0	() 241	() 5.3	() 4	() 57.1	(1) 385	(33.3) 22.9	() 43	() 100.0
	5 級	(3) 552	(2.9) 16.0			() 23	() 60.5	() 16	() 34.0	()	()	() 4	() 7.7					()	()	(2) 233	(66.7) 13.9		
	6 級	(1) 605	(1.0) 17.5			() 2	() 5.3	() 6	() 12.8			()	()							() 72	() 4.3		
	7 級	() 86	() 2.5			()	()	()	()											() 52	() 3.1		
	8 級	(1) 60	(1.0) 1.7																	() 15	() 0.9		
	9 級	() 16	() 0.5																	() 10	() 0.6		
計	(103) 3,447	(100.0) 100.0	() 19	() 100.0	() 38	() 100.0	() 47	() 100.0	(12) 188	(100.0) 100.0	() 52	() 100.0	(2) 1,923	(100.0) 100.0	(134) 4,572	(100.0) 100.0	(1) 7	(100.0) 100.0	(3) 1,681	(100.0) 100.0	(7) 43	(100.0) 100.0	

区分	級	一 行 政 般 職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研 究 職		福 祉 職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公 安 職		技 術 能 務 職		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)
令和 7年 1月 1日 現在	1 級	() 354	() 10.2	() 5	() 25.0	() 3	() 8.1	()	()	()	()	() 8	() 15.7	() 126	() 6.4	(1) 38	(0.7) 0.8	() 2	() 25.0	() 230	() 13.7	()	()	
	2 級	() 480	() 13.9	() 2	() 10.0	() 4	() 10.8	() 9	() 8.8	(12) 56	(100.0) 29.2	() 14	() 27.5	(4) 1,733	(100.0) 88.2	(144) 3,971	(99.3) 87.1	(1) (100.0)	() (100.0)	() 281	() 16.7	()	()	
	特2級													() 2	() 0.1	() 29	() 0.6							
	3 級	(93) 604	(94.0) 17.4	() 11	() 55.0	() 2	() 5.4	() 11	() 10.8	() 110	() 57.3	(2) 7	(100.0) 13.7	() 67	() 3.4	() 277	() 6.1	() 2	() 25.0	() 416	() 24.8	(6) 1	(100.0) 1.9	
	4 級	() 668	() 19.3	() 2	() 10.0	() 5	() 13.5	() 15	() 14.7	() 26	() 13.5	() 18	() 35.3	() 38	() 1.9	() 244	() 5.4	() 4	() 50.0	(1) 388	(50.0) 23.1	() 52	() 98.1	
	5 級	(2) 561	(2.0) 16.2			() 20	() 54.1	() 61	() 59.8	()	()	() 4	() 7.8					() ()	() ()	(1) 219	(50.0) 13.0			
	6 級	(2) 633	(2.0) 18.3			() 3	() 8.1	() 6	() 5.9			() ()	() ()							() 67	() 4.0			
	7 級	(2) 87	(2.0) 2.5			() ()	() ()	() ()	() ()											() 52	() 3.1			
	8 級	() 60	() 1.7																	() 16	() 0.9			
	9 級	() 16	() 0.5																	() 11	() 0.7			
	計	(99) 3,463	(100.0) 100.0	() 20	() 100.0	() 37	() 100.0	() 102	() 100.0	(12) 192	(100.0) 100.0	(2) 51	(100.0) 100.0	(4) 1,966	(100.0) 100.0	(145) 4,559	(100.0) 100.0	(1) 8	(100.0) 100.0	(2) 1,680	(100.0) 100.0	(6) 53	(100.0) 100.0	

()内は、短時間勤務職員 (外数)

(級別の基準となる職務)

区 分	職務の級	基準となる職務の内容
一般行政職	1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
	3 級	主任の職務
	4 級	主査又は副主査の職務
	5 級	1 本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務
	6 級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 5 主幹の職務
	7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務 3 参事の職務
	8 級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
	9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務

工 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,966	3,447	4,572	1,923	1,681	43	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,054	2,779	1,254	3,459	1,531	31	
	号給数別内訳	1号給 (人)	331	78	35	204	13	1
		2号給 (人)	225	61	18	98	47	1
		3号給 (人)	556	145	68	285	57	1
		4号給 (人)	5,708	1,810	792	2,080	1,004	22
		5号給 (人)	11	3	1	3	4	
		6号給 (人)	1,777	547	272	636	316	6
		7号給 (人)	2			1	1	
		8号給 (人)	444	135	68	152	89	
比 率 (B) / (A) (%)	69.8	80.6	27.4	179.9	91.1	72.1		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,987	3,463	4,559	1,966	1,680	53	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,089	2,793	3,461	1,271	1,526	38	
	号給数別内訳	1号給 (人)	365	90	221	36	16	2
		2号給 (人)	196	69	74	18	32	3
		3号給 (人)	597	153	321	65	58	
		4号給 (人)	5,718	1,751	2,126	806	1,009	26
		5号給 (人)	913	72	566	274	1	
		6号給 (人)	1,065	518	148	72	322	5
		7号給 (人)	3	2	1			
		8号給 (人)	232	138	4		88	2
比 率 (B) / (A) (%)	70.0	80.7	75.9	64.6	90.8	71.7		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
前 年 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
国 の 制 度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

()内は、再任用職員

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (3%~45%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。

キ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	県 下 全 域	東 京 都 特 別 区	八 王 子 市、横 浜 市、大 阪 市	静 岡 市	金 沢 市	そ の 他 (医 師)
支 給 率 (%)	1.84	20.0	16.0	8.0	4.0	16.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	12,644	32	6	1	1	20
国の指定基準に基づく支給率(%)	(甲府市) 4.0	20.0	16.0	8.0	4.0	16.0

給 与 費 明 細

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.8	0.2	0.5	1.4	2.1	0.7
支給対象職員の比率(%) (8年1月1日現在)	32.5	11.2	30.0	40.5	79.0	34.4
代表的な特殊勤務手当の名称	医師診療実験従事手当 社会福祉業務従事手当 保健衛生業務従事手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 警ら手当 夜間特殊作業手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容					
扶養手当	同 じ						
住居手当	同 じ						
通勤手当	異 なる	交通用具使用		国	本 県		
					<自転車>	<二輪車(自転車を除く)>	<四輪車>
			5 km 未 満	2,000 円	・片道5km未満 2,000円 ・片道5km以上 4,200円	・片道5km未満 2,000円 ・片道5km以上(上限60km)は、5km毎の距離区分に応じ、二輪車の距離区分に対応する四輪車の最低の手当額を適用 (例)片道5km以上10km未満の手当額 =四輪車の片道5kmの手当額	・片道5km未満 3,000円 ・片道5km以上は、2km毎の距離区分に応じ、次の算定方法により算出 (例)片道5km以上7km未満 6km×(定額) (定額)=1kmに要する費用×通勤回数×2
			5 km 以上 10 km 未 満	4,200 円			
		10 km 以 上	7,300円~66,400円				

債務負担行為で令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末までの支出額の見込み及び令和8年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和7年度末までの支出(見込)額		令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額		
旧愛宕山少年自然の家の解体工事について請負契約を締結	633,851			令和8年度から 令和9年度まで	633,851	県 債 県 費	569,000 64,851
やまなし地域づくり交流センターの管理について協定を締結	145,956	令和7年度中	36,191	令和8年度から 令和10年度まで	109,765	使用料 県 費	11,490 98,275
令和7年度に大村智人材育成基金若者海外留学体験人材育成事業に係る留学費用の補助対象者に対し助成を決定	6,250	令和7年度中		令和8年度から 令和9年度まで	6,250	繰入金 県 費	4,099 2,151
同 上 (令和8年度)	6,250			令和8年度から 令和10年度まで	6,250	繰入金 県 費	4,144 2,106
平成30年度にものづくり人材就業支援事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成を決定	32,610	平成30年度から 令和7年度まで	13,541	令和8年度から 令和10年度まで	19,069	繰入金	19,069
同 上 (令和元年度)	47,098	令和元年度から 令和7年度まで	6,624	令和8年度から 令和11年度まで	40,474	繰入金	40,474
同 上 (令和2年度)	49,296	令和2年度から 令和7年度まで	10,683	令和8年度から 令和12年度まで	38,613	繰入金	38,613
同 上 (令和3年度)	46,788	令和3年度から 令和7年度まで	6,780	令和8年度から 令和13年度まで	40,008	繰入金	40,008
同 上 (令和4年度)	43,796	令和4年度から 令和7年度まで	4,448	令和8年度から 令和14年度まで	39,348	繰入金	39,348

同上 (令和5年度)	57,146	令和5年度から 令和7年度まで	5,320	令和8年度から 令和15年度まで	51,826	繰入金	51,826
同上 (令和6年度)	59,636	令和6年度から 令和7年度まで	2,002	令和8年度から 令和16年度まで	57,634	繰入金	57,634
同上 (令和7年度)	53,768	令和7年度中		令和8年度から 令和17年度まで	53,768	繰入金	53,768
同上 (令和8年度)	52,260			令和8年度から 令和18年度まで	52,260	繰入金	52,260
令和7年度にやまなし人材定着奨 学金返還支援事業に係る奨学金返 還支援の対象者に対し助成を決定	120,000	令和7年度中		令和8年度から 令和17年度まで	120,000	繰入金	120,000
同上 (令和8年度)	120,000			令和8年度から 令和18年度まで	120,000	繰入金	120,000
リニアやまなしビジョン実証実験 サポート事業について委託契約を 締結	9,642			令和8年度から 令和9年度まで	9,642	県費	9,642
企業等の最先端技術、新製品の 実証実験(リニアやまなしビジョン 実証実験サポート事業)に対し助 成	28,000			令和8年度から 令和9年度まで	28,000	県費	28,000
第4期統合サーバのサービス提供 について委託契約を締結	545,052	令和5年度から 令和7年度まで	136,824	令和8年度から 令和9年度まで	73,637	諸収入 県費	2,001 71,636
電子申請受付共同事業について山 梨県市町村総合事務組合と協定を 締結	138,449	令和6年度から 令和7年度まで	20,530	令和8年度から 令和11年度まで	82,116	県費	82,116
新勤務状況・旅費システムの構築 について委託契約を締結	812,279			令和8年度から 令和9年度まで	812,279	県費	812,279
庁内託児所の運営について委託契 約を締結	34,005	令和7年度中		令和8年度から 令和10年度まで	34,005	諸収入 県費	6,054 27,951

令和6年度の共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）の発行によって生ずる連帯債務を保証	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額	令和6年度から令和7年度まで		令和8年度から令和16年度まで	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額	県費	
同上 （令和7年度）	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額	令和7年度中		令和8年度から令和17年度まで	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額	県費	
同上 （令和8年度）	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額			令和8年度から令和18年度まで	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額	県費	
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結	9,996			令和8年度から令和9年度まで	9,996	県費	9,996
防災新館整備等事業（PFI事業）について契約を締結	20,000,000	平成22年度から令和7年度まで	11,754,724	令和8年度から令和9年度まで	1,095,669,541円に金利及び物価の変動による増減額を加算した額	県費	
防災新館整備等事業（PFI事業）について変更契約を締結	114,140	平成26年度から令和7年度まで	98,933	令和8年度から令和9年度まで	15,207	県費	15,207
防災新館整備等事業（PFI事業）について変更契約を締結	43,818	令和2年度から令和7年度まで	33,368	令和8年度から令和9年度まで	10,450	県費	10,450
県庁舎のLED照明機器について賃貸借契約を締結	333,551	令和3年度から令和7年度まで	71,225	令和8年度から令和14年度まで	159,775	県費	159,775

<p>甲府地方裁判所令和4年(ワ)第96号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度から令和7年度まで</p>		<p>令和8年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>東京地方裁判所令和6年(ワ)第5091号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度から令和7年度まで</p>	<p>3</p>	<p>令和8年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>甲府地方裁判所令和6年(ワ)第48号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度から令和7年度まで</p>		<p>令和8年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日までの年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府地方裁判所令和6年(ワ)第476号損害賠償請求事件(国家賠償法)について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度から令和7年度まで</p>		<p>令和8年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日までの年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>甲府地方裁判所令和7年(ワ)第321号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和7年度中</p>		<p>令和8年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府地方裁判所令和6年(ワ)第186号損害賠償請求事件の判決を不服として提起される控訴事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和7年度中</p>		<p>令和8年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

甲府地方裁判所令和5年(ワ)第408号差止請求事件の判決を不服として提起する控訴事件について訴訟代理委任契約を締結	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	令和7年度中		令和8年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	県費	
消防防災ヘリコプター「あかふじ」の整備について契約を締結	4,912,813			令和8年度から令和11年度まで	4,912,813	県債 県費	4,911,000 1,813
青い鳥老人ホームの管理について協定を締結	578,360	令和7年度中	144,590	令和8年度から令和10年度まで	433,770	負担金 県費	383,589 50,181
介護施設・事業所が行う介護福祉資格を取得した外国人介護人材への奨励金支給に対し助成	12,000			令和9年度から令和13年度まで	12,000	県費	12,000
あけぼの医療福祉センター成人寮の管理について協定を締結	15,064	令和7年度中	12,366	令和8年度から令和10年度まで	2,698	県費	2,698
あけぼの医療福祉センター成人寮の管理について変更協定を締結	44,630			令和8年度から令和10年度まで	44,630	県費	44,630
育精福祉センター児童寮の管理について協定を締結	678,703			令和8年度から令和11年度まで	678,703	県費	678,703

育精福祉センター成人寮の管理について協定を締結	60,344			令和8年度から 令和11年度まで	60,344	県費	60,344
あゆみの家の管理について協定を締結	50,260			令和8年度から 令和11年度まで	50,260	県費	50,260
令和4年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結	420,000	令和5年度から 令和7年度まで	187,200	令和8年度から 令和9年度まで	113,520	繰入金 県費	112,320 1,200
同上 (令和5年度)	404,400	令和6年度から 令和7年度まで	115,560	令和8年度から 令和10年度まで	159,120	繰入金	159,120
同上 (令和6年度)	428,400	令和7年度中	62,160	令和8年度から 令和11年度まで	224,280	繰入金 県費	218,400 5,880
同上 (令和7年度)	420,000			令和8年度から 令和12年度まで	316,800	繰入金 県費	304,200 12,600
同上 (令和8年度)	420,000			令和9年度から 令和13年度まで	420,000	繰入金 県費	304,200 115,800
令和8年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結	15,400			令和9年度から 令和11年度まで	15,400	県費	15,400
令和6年度に看護職員修学資金について貸付けを決定	120,564	令和7年度中	44,844	令和8年度から 令和9年度まで	75,720	県費	75,720
同上 (令和7年度)	120,564			令和8年度から 令和10年度まで	120,564	県費	120,564
同上 (令和8年度)	103,716			令和9年度から 令和11年度まで	103,716	県費	103,716
令和9年度に公立大学法人山梨県立大学が開講する感染管理認定看護師教育課程への看護師派遣に伴う県外実習旅費に対し助成	5,908			令和9年度	5,908	繰入金	5,908

<p>県有地賃料額確認請求等について調停（訴訟）代理委任契約を締結</p>	<p>調停（訴訟）代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費、裁判所において準備書面等を謄写するための費用及び弁護士法第23条の2の規定による報告の請求に要する費用）及び調停（訴訟）代理委任契約事件において調停を申し立てる土地のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬金（調停を申し立てる土地のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基礎に旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法によ</p>	<p>令和6年度から令和7年度まで</p>		<p>令和8年度から調停を申し立てる土地の全てについて民事調停による調停調書が作成された日又は当該民事調停が不成立となった後に提起する民事訴訟の第一審において和解調書が作成された日若しくは判決が言い渡された日の翌日から起算して2週間を経過する日か3月後の日まで</p>	<p>調停（訴訟）代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費、裁判所において準備書面等を謄写するための費用及び弁護士法第23条の2の規定による報告の請求に要する費用）及び調停（訴訟）代理委任契約事件において調停を申し立てる土地のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬金（調停を申し立てる土地のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基礎に旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法によ</p>	<p>県 費</p>
---------------------------------------	--	-----------------------	--	--	--	------------

	り算定した着手金の額がそれぞれの土地について実際に支払った着手金の額を上回るときは、当該上回る額と報酬金を合計した金額)に、同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内				り算定した着手金の額がそれぞれの土地について実際に支払った着手金の額を上回るときは、当該上回る額と報酬金を合計した金額)に、同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	
令和8年度に銀行その他の金融機関が公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	377,463千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額			令和8年度から令和9年度まで	377,463千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費
ツキノワグマ生態調査について委託契約を締結	25,022			令和9年度	25,022	国庫支出金 12,500 県費 12,522
県内企業の医療機器関連国内大規模展示会、米国展示会への出展及び米国FDA認証の取得・登録に対し助成	5,000			令和8年度から令和9年度まで	5,000	県費 5,000
令和7年度に県内中小企業者の新技術、新製品の研究開発事業(やまなしイノベーション創出事業)に対し助成	40,000	令和7年度中		令和8年度から令和9年度まで	40,000	県費 40,000
同上 (令和8年度)	40,000			令和8年度から令和10年度まで	40,000	県費 40,000
航空・宇宙・防衛産業で求められる特殊技術及び国際認証を取得する県内企業に対し助成	3,000			令和8年度から令和9年度まで	3,000	県費 3,000

製造業者の県内への立地事業等に対し助成	147,906			令和9年度	147,906	県費	147,906
令和7年度に地場産業人材育成促進事業に係る留学費用等の補助対象者に対し助成を決定	12,500			令和8年度から 令和10年度まで	12,500	国庫支出金 繰入金	6,250 6,250
同上 (令和8年度)	12,500			令和9年度から 令和11年度まで	12,500	国庫支出金 繰入金	6,250 6,250
山梨県信用保証協会が、平成22年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）	平成22年度から 令和7年度まで		令和8年度から 令和9年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）	県費	

	<p>を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>				<p>を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成23年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用</p>	<p>平成23年度から令和7年度まで</p>		<p>令和8年度から令和10年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用</p>	<p>県 費</p>

	保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行つたことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行つたことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成24年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額	平成24年度から令和7年度まで		令和8年度から令和11年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額	県費

<p>額の一部を補償</p>	<p>11,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を</p>				<p>11,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資として総額 200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を</p>	
----------------	---	--	--	--	---	--

	控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成25年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	平成25年度から令和7年度まで		令和8年度から令和12年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	県 費

	<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額</p> <p>500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額</p> <p>200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定によ</p>				<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額</p> <p>500,000 千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額</p> <p>200,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定によ</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	り支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				り支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成26年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保	平成26年度から令和7年度まで		令和8年度から令和13年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保	県 費

	証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ってしたことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ってしたことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成27年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び	金融機関が、経済変動対策融資として総額	平成27年度から令和7年度まで		令和8年度から令和14年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額	県 費

<p>経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のう</p>				<p>10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のう</p>	
---	--	--	--	--	--	--

	ち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				ち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成28年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって	平成28年度から令和7年度まで		令和8年度から令和15年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって	県 費

	<p>生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成29年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資</p>	<p>平成29年度から令和7年度まで</p>		<p>令和8年度から令和16年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資</p>	<p>県 費</p>

	<p>として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額）のう ち、経済変動対 策融資に係るも のについては75 %以内、小規模 企業サポート融 資に係るものに ついては55%以 内、経営再生支 援融資に係るも</p>				<p>として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額）のう ち、経済変動対 策融資に係るも のについては75 %以内、小規模 企業サポート融 資に係るものに ついては55%以 内、経営再生支 援融資に係るも</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	のについては65%以内				のについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成30年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した	平成30年度から令和7年度まで		令和8年度から令和17年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した	県 費

	<p>場合によっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>場合によっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、令和元年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連</p>	<p>令和元年度から令和7年度まで</p>		<p>令和8年度から令和18年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連</p>	<p>県 費</p>

	保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってしたことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってしたことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和2年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一	金融機関が、経済変動対策融資として総額270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業	令和2年度から令和7年度まで		令和8年度から令和19年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業	県費

部を補償	<p>家支援融資として総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用された場合に限る。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受け</p>				<p>家支援融資として総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円 の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用された場合に限る。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受け</p>	
------	---	--	--	--	---	--

	<p>た保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものであるものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に限る。）を付したものであるものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものであるものについては40%</p>				<p>た保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものであるものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。）に限る。）を付したものであるものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものであるものについては40%</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	以内とする。)、 起業家支援融資 及び事業承継支 援融資に係るも のについては20 %以内、小規模 企業サポート融 資に係るものに ついては55%以 内、経営再生支 援融資に係るも のについては65 %以内				以内とする。)、 起業家支援融資 及び事業承継支 援融資に係るも のについては20 %以内、小規模 企業サポート融 資に係るものに ついては55%以 内、経営再生支 援融資に係るも のについては65 %以内	
山梨県信用保証協会が、令和3年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 50,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000千円の範囲内で融資し	令和3年度から 令和7年度まで		令和8年度から 令和20年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 50,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000千円の範囲内で融資し	県 費

	<p>た資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証</p>				<p>た資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものであるものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものであるものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものであるものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援</p>				<p>した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものであるものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものであるものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものであるものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内(ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第4号に係るものについては20%以内とする。)				融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内(ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第4号に係るものについては20%以内とする。)	
山梨県信用保証協会が、令和4年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資	令和4年度から令和7年度まで		令和8年度から令和21年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資	県費

	<p>した資金、新型コロナウイルス・物価高騰対応経営再生融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、</p>				<p>した資金、新型コロナウイルス・物価高騰対応経営再生融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額21,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>令和2年9月18日 制定) 第 14 項 (1) ただし書き による料率が適 用されたものに 限る。) を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額(責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては、 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額) のう ち、経済変動対 策融資に係るも のについては75 %以内(ただし、 経営安定関連保 証1号若しくは 4号又は災害関 係保証を付した ものについては 20%以内、危機 関連保証又は東 日本大震災復興 緊急保証を付し たものについて は40%以内とす る。)、起業家支 援融資、事業承</p>				<p>令和2年9月18日 制定) 第 14 項 (1) ただし書き による料率が適 用されたものに 限る。) を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額(責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては、 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額) のう ち、経済変動対 策融資に係るも のについては75 %以内(ただし、 経営安定関連保 証1号若しくは 4号又は災害関 係保証を付した ものについては 20%以内、危機 関連保証又は東 日本大震災復興 緊急保証を付し たものについて は40%以内とす る。)、起業家支 援融資、事業承</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>継支援融資及び 新型コロナ・物 価高騰対応経営 再生融資に係る ものについては 20%以内、小規 模企業サポート 融資に係るもの については55% 以内、経営再生 支援融資に係る ものについては 65%以内（た だし、責任共有制 度の対象除外と なる協会の保証 付きの既往借入 金を借り換えた 場合（当該既往 借入金の範囲内 の額を借り換え た場合に限る。） であって事業再 生計画実施関連 保証を付したも のについては20 %以内とする。）、 新型コロナウイルス 感染症関連 借換融資に係る ものについては 100%以内（た だし、中小企業 信用保険法第12 条に規定する経 営安定関連保証 であって、同法 第2条第4号に 係るものについ</p>				<p>継支援融資及び 新型コロナ・物 価高騰対応経営 再生融資に係る ものについては 20%以内、小規 模企業サポート 融資に係るもの については55% 以内、経営再生 支援融資に係る ものについては 65%以内（た だし、責任共有制 度の対象除外と なる協会の保証 付きの既往借入 金を借り換えた 場合（当該既往 借入金の範囲内 の額を借り換え た場合に限る。） であって事業再 生計画実施関連 保証を付したも のについては20 %以内とする。）、 新型コロナウイルス 感染症関連 借換融資に係る ものについては 100%以内（た だし、中小企業 信用保険法第12 条に規定する経 営安定関連保証 であって、同法 第2条第4号に 係るものについ</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	ては20%以内とする。)				ては20%以内とする。)	
山梨県信用保証協会が、令和5年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額22,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資について	令和5年度から令和7年度まで		令和8年度から令和22年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額22,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資について	県費

	<p>は、事業承継特別保証制度要綱(20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定)第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領(20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定)第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定</p>				<p>は、事業承継特別保証制度要綱(20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定)第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領(20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定)第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(た</p>	
--	--	--	--	--	---	--

	<p>関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換</p>				<p>関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	えた場合（当該 既往借入金の範 囲内の額を借り 換えた場合に限 る。）であって 事業再生計画実 施関連保証を付 したものについ ては20%以内、 経営安定関連保 証5号（令和2 年経済産業省告 示第49号により 経済産業大臣が 認めた場合とし て指定した期間 （延長後の期間 を含む。）に信 用保証協会が申 込を受け付けし、 かつ貸付実行さ れたものに限る。） に係る既往借入 金を借り換えた 場合（信用保証 協会の保証付き の既往借入金の 範囲内の額を借 り換える場合に 限る。）につい ては25%以内と する。）				えた場合（当該 既往借入金の範 囲内の額を借り 換えた場合に限 る。）であって 事業再生計画実 施関連保証を付 したものについ ては20%以内、 経営安定関連保 証5号（令和2 年経済産業省告 示第49号により 経済産業大臣が 認めた場合とし て指定した期間 （延長後の期間 を含む。）に信 用保証協会が申 込を受け付けし、 かつ貸付実行さ れたものに限る。） に係る既往借入 金を借り換えた 場合（信用保証 協会の保証付き の既往借入金の 範囲内の額を借 り換える場合に 限る。）につい ては25%以内と する。）	
山梨県信用保証協会が、令和6年 度に債務保証する経済変動対策融 資、起業家支援融資、事業承継支 援融資、新型コロナ・物価高騰対 応経営再生融資、経営力強化支援 融資、小規模企業サポート融資及	金融機関が、経 済変動対策融資 として総額 9,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、起業	令和6年度から 令和7年度まで		令和8年度から 令和23年度まで	金融機関が、経 済変動対策融資 として総額 9,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金、起業	県 費

<p>び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額 22,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額 7,100,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元</p>				<p>家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額 22,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額 7,100,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>年12月25日制定)第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領(20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定)第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援融資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合には、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営</p>				<p>年12月25日制定)第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領(20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定)第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援融資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合には、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資及び経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付き</p>				<p>安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資及び経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付き</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>の既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証又は責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型に限る。）を付したものに</p>				<p>の既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証又は責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型に限る。）を付したものに</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>については20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については25%以内とする。）</p>				<p>については20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については25%以内とする。）</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、令和7年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、経営力強化支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 2,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円</p>	令和7年度中		令和8年度から令和24年度まで	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 2,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円</p>	県費

	<p>の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額16,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援融</p>				<p>の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額16,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援融</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合には、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促</p>				<p>資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合には、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>進保証制度（令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号）による保証を付したものについては10%以内とする。））、事業承継支援融資及び経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証又は責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第</p>				<p>進保証制度（令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号）による保証を付したものについては10%以内とする。））、事業承継支援融資及び経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証又は責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型に限る。）を付したのものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り</p>				<p>49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型に限る。）を付したのものについては20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については25%以内とする。）				換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については25%以内とする。）	
山梨県信用保証協会が、令和8年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、経営力強化支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 2,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資し			令和8年度から令和25年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 2,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額 3,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資し	県 費

	<p>た資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援融資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合には、同条の</p>				<p>た資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援融資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合には、同条の</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内 (ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資及び経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、</p>				<p>規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内 (ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資及び経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）については20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）については25%以内とする。）</p>				<p>経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）については20%以内、経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金を借り換えた場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）については25%以内とする。）</p>	
--	--	--	--	--	--	--

中小企業人材開発センターの管理について協定を締結	69,605	令和7年度中	18,095	令和8年度から令和10年度まで	51,510	県費	51,510
障害者の多様なニーズに対応した職業訓練について委託契約を締結	21,257			令和8年度から令和9年度まで	21,257	国庫支出金	21,257
令和6年度に緊急離転職者訓練事業（介護福祉士養成コース等）について委託契約を締結	329,032	令和6年度から令和7年度まで	214,688	令和8年度から令和9年度まで	42,191	国庫支出金	42,191
同上 （令和7年度）	262,066	令和7年度中		令和8年度から令和10年度まで	262,066	国庫支出金	262,066
同上 （令和8年度）	243,982			令和8年度から令和11年度まで	243,982	国庫支出金	243,982
信玄公祭りの開催に対し助成	27,874			令和9年度	27,874	県費	27,874
美術館、文学館及び芸術の森公園の管理について協定を締結	2,002,439	令和6年度から令和7年度まで	1,008,986	令和8年度から令和9年度まで	993,453	県費	993,453
県立博物館における企画展の開催について契約を締結	49,000	令和7年度中		令和8年度から令和9年度まで	49,000	使用料 県費	15,135 33,865
緑が丘スポーツ公園の管理について協定を締結	328,360	令和7年度中	85,125	令和8年度から令和10年度まで	243,235	県費	243,235
令和7年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	235,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	令和7年度中		令和8年度から令和17年度まで	235,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費	
同上 （令和8年度）	229,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額			令和8年度から令和18年度まで	229,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費	

平成26年度融資に係る農業近代化資金の利子補給	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成27年度から 令和7年度まで	2,980	令和8年度から 令和16年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成27年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成28年度から 令和7年度まで	13,044	令和8年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成28年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成29年度から 令和7年度まで	9,836	令和8年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成29年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成30年度から 令和7年度まで	14,057	令和8年度から 令和19年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和元年度から 令和7年度まで	62,216	令和8年度から 令和20年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和元年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和2年度から 令和7年度まで	17,260	令和8年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和2年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和3年度から 令和7年度まで	14,211	令和8年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和3年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和4年度から 令和7年度まで	25,229	令和8年度から 令和23年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和4年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和5年度から 令和7年度まで	16,126	令和8年度から 令和24年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和5年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和6年度から 令和7年度まで	14,368	令和8年度から 令和25年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費

同上 (令和6年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和7年度中	10,668	令和8年度から 令和26年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和7年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内			令和8年度から 令和27年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和8年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内			令和9年度から 令和28年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
令和7年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			令和8年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
同上 (令和8年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			令和9年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
令和7年度融資に係る農村住宅資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和8年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和8年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和9年度から 令和23年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和7年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和8年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和8年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和9年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和7年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和8年度から 令和32年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費

同上 (令和8年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和9年度から 令和33年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費
平成15年度融資に係る農業経営基盤強化資金の利子補助	融資限度額 1,500,000千円 の年0.25%以内	平成16年度から 令和7年度まで	6,740	令和8年度から 令和10年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成16年度)	融資限度額 1,500,000千円 の年0.25%以内	平成17年度から 令和7年度まで	1,462	令和8年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成17年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成18年度から 令和7年度まで	2,763	令和8年度から 令和12年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成20年度から 令和7年度まで	2,252	令和8年度から 令和14年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成21年度から 令和7年度まで	5,163	令和8年度から 令和15年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成22年度から 令和7年度まで	5,062	令和8年度から 令和16年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
令和7年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.95%以内			令和8年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費
同上 (令和8年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.95%以内			令和9年度から 令和23年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する償還円滑化緊急借換資金の利子補助	融資限度額 550,000千円の 年1.0%以内	平成26年度から 令和7年度まで	3,569	令和8年度から 令和11年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費

平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する農業施設復旧支援対策資金の利子補助	融資限度額 17,300,000千円 の年1.0%以内	平成26年度から 令和7年度まで	39,642	令和8年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
同上 (平成27年度)	融資限度額 9,700,000千円 の年1.0%以内	平成27年度から 令和7年度まで	35,790	令和8年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
八ヶ岳牧場の管理について協定を締結	819,915	令和7年度中	207,170	令和8年度から 令和10年度まで	612,745	県費
令和7年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給	融資限度額 30,000千円の 年0.56%以内			令和8年度から 令和22年度まで	融資残額の年 0.56%以内	県費
同上 (令和8年度)	融資限度額 30,000千円の 年0.61%以内			令和9年度から 令和23年度まで	融資残額の年 0.61%以内	県費
令和7年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給	融資限度額 147,000千円の 年0.25%以内			令和8年度から 令和32年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (令和8年度)	融資限度額 66,000千円の 年0.25%以内			令和9年度から 令和33年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
令和4年度融資に係る家畜疾病経営維持資金の利子補給	融資限度額 320,000千円の 年0.919%以内	令和5年度から 令和7年度まで	316	令和8年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.919%以内	県費
同上 (令和7年度)	融資限度額 160,000千円の 年1.019%以内			令和8年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.019%以内	県費

同上 (令和8年度)	融資限度額 160,000千円の 年1.086%以内			令和9年度から 令和15年度まで	融資残額の年 1.086%以内	県費
国庫補助農地防災事業(たん水防除事業)について請負契約を締結	344,000			令和8年度から 令和9年度まで	344,000	負担金 44,720 国庫支出金 189,200 県債 99,000 県費 11,080
国庫補助農地防災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)について請負契約を締結	680,000			令和8年度から 令和9年度まで	680,000	負担金 74,800 国庫支出金 374,000 県債 208,000 県費 23,200
令和8年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証	5,206,782千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額			令和8年度から 令和9年度まで	5,206,782千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費
令和8年度に銀行その他の金融機関が山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	6,282,292千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額			令和8年度から 令和9年度まで	6,282,292千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費
一般国道411号一之瀬高橋2号トンネル(仮称)新設工事(甲州市)について請負契約を締結	1,600,000			令和8年度から 令和9年度まで	1,600,000	国庫支出金 950,400 県債 584,000 県費 65,600
一般国道411号道路改良工事3工区(甲州市)について請負契約を締結	100,000			令和8年度から 令和9年度まで	100,000	国庫支出金 59,400 県債 36,000 県費 4,600

一般国道 413 号道路改良工事 5 工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	400,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	400,000	国庫支出金 216,000 県 債 165,000 県 費 19,000
一般国道 140 号渋川第一橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	2,000,000	令和 7 年度中	277,780	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,722,220	国庫支出金 947,220 県 債 697,000 県 費 78,000
一般国道 140 号笛吹高架 1 号橋（仮称）下部工事 2 工区（笛吹市）について請負契約を締結	300,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000	国庫支出金 165,000 県 債 121,000 県 費 14,000
一般国道 140 号笛吹高架 1 号橋（仮称）下部工事 3 工区（笛吹市）について請負契約を締結	250,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	250,000	国庫支出金 137,500 県 債 101,000 県 費 11,500
一般国道 140 号笛吹高架 2 号橋（仮称）下部工事 2 工区（笛吹市）について請負契約を締結	250,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	250,000	国庫支出金 137,500 県 債 101,000 県 費 11,500
一般国道 140 号笛吹高架 10 号橋（仮称）下部工事 2 工区（笛吹市）について請負契約を締結	430,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	430,000	国庫支出金 236,500 県 債 174,000 県 費 19,500
一般国道 140 号笛吹高架 10 号橋（仮称）下部工事 4 工区（笛吹市）について請負契約を締結	200,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	200,000	国庫支出金 110,000 県 債 81,000 県 費 9,000
一般国道 140 号笛吹高架 12・13・14・15 号橋（仮称）上部工事（笛吹市）について請負契約を締結	2,250,000			令和 8 年度から 令和 10 年度まで	2,250,000	国庫支出金 1,237,500 県 債 911,000 県 費 101,500
一般国道 140 号笛吹高架 16 号橋（仮称）下部工事 3 工区（笛吹市）について請負契約を締結	300,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000	国庫支出金 165,000 県 債 121,000 県 費 14,000
一般国道 140 号笛吹高架 17 号橋（仮称）下部工事 3 工区（笛吹市）について請負契約を締結	300,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000	国庫支出金 165,000 県 債 121,000 県 費 14,000

一般国道 140 号笛吹高架 18 号橋 (仮称) 下部工事 4 工区 (笛吹 市) について請負契約を締結	300,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000	国庫支出金 165,000 県 債 121,000 県 費 14,000
一般国道 140 号笛吹高架 18 号橋 (仮称) 下部工事 5 工区 (笛吹 市) について請負契約を締結	300,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000	国庫支出金 165,000 県 債 121,000 県 費 14,000
一般国道 140 号笛吹高架 18 号橋 (仮称) 下部工事 6 工区 (笛吹 市) について請負契約を締結	300,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000	国庫支出金 165,000 県 債 121,000 県 費 14,000
一般県道横手日野春停車場線駒城 橋上部工事 2 工区 (北杜市) にっ いて請負契約を締結	350,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	350,000	国庫支出金 192,500 県 債 141,000 県 費 16,500
国庫補助国道橋りょう改築事業に ついて請負契約を締結	500,000			令和 9 年度	500,000	国庫支出金 275,000 県 債 201,000 県 費 24,000
国庫補助国道橋りょう改築事業に ついて請負契約を締結	2,800,000			令和 9 年度から 令和 10 年度まで	2,800,000	国庫支出金 1,540,000 県 債 1,132,000 県 費 128,000
国庫補助国道橋りょう改築事業に ついて請負契約を締結	2,100,000			令和 9 年度から 令和 11 年度まで	2,100,000	国庫支出金 1,155,000 県 債 850,000 県 費 95,000
国庫補助国道橋りょう改築事業に ついて用地取得及び物件移転補償 契約を締結	147,000			令和 9 年度	147,000	国庫支出金 80,850 県 債 56,000 県 費 10,150
国庫補助県道橋りょう改築事業に ついて請負契約を締結	130,000			令和 9 年度	130,000	国庫支出金 71,500 県 債 52,000 県 費 6,500
国庫補助緊急道路整備改築事業に ついて請負契約を締結	1,000,000			令和 9 年度	1,000,000	国庫支出金 543,250 県 債 408,000 県 費 48,750

国庫補助緊急道路整備改築事業について請負契約を締結	300,000			令和9年度から 令和10年度まで	300,000	国庫支出金 174,900 県債 112,000 県費 13,100
一般国道139号電線共同溝工事1工区(富士吉田市)について物件移転補償契約を締結	23,900	令和7年度中		令和8年度から 令和10年度まで	23,900	国庫支出金 13,145 県債 9,000 県費 1,755
一般国道140号西沢大橋補修工事(山梨市)について請負契約を締結	400,000			令和8年度から 令和9年度まで	400,000	国庫支出金 237,600 県債 146,000 県費 16,400
一般県道桑西下真木線小佐野橋補修工事(大月市)について請負契約を締結	390,000			令和8年度から 令和9年度まで	390,000	国庫支出金 231,660 県債 142,000 県費 16,340
路面清掃業務について委託契約を締結	573,606			令和8年度から 令和9年度まで	573,606	県費 573,606
道路修繕事業について請負契約を締結	650,000			令和9年度	650,000	県債 650,000
道路修繕事業について委託契約を締結	100,000			令和9年度	100,000	県債 100,000
国庫補助国道橋りょう修繕事業について請負契約を締結	586,000			令和9年度	586,000	国庫支出金 341,638 県債 218,000 県費 26,362
国庫補助県道橋りょう修繕事業について請負契約を締結	470,000			令和9年度	470,000	国庫支出金 269,720 県債 177,000 県費 23,280
国庫補助緊急道路整備修繕事業について請負契約を締結	160,000			令和9年度	160,000	国庫支出金 85,330 県債 66,000 県費 8,670
国庫補助緊急道路整備修繕事業について物件移転補償契約を締結	250,000			令和9年度	250,000	国庫支出金 145,750 県債 93,000 県費 11,250

一級河川横川基幹河川改修工事 (南アルプス市) について請負契約を締結	600,000			令和8年度から 令和9年度まで	600,000	国庫支出金 300,000 県債 270,000 県費 30,000
一級河川鎌田川改修工事5工区 (中央市) について請負契約を締結	150,000			令和8年度から 令和9年度まで	150,000	国庫支出金 75,000 県債 67,000 県費 8,000
大門ダム係船設備改良工事2工区 (北杜市) について請負契約を締結	70,000			令和8年度から 令和9年度まで	70,000	国庫支出金 25,676 諸収入 5,810 県債 34,000 県費 4,514
大門ダム洪水吐ゲート設備改良工事2工区 (北杜市) について請負契約を締結	100,000			令和8年度から 令和9年度まで	100,000	国庫支出金 36,680 諸収入 8,300 県債 49,000 県費 6,020
大門ダム非常用電源設備改良工事2工区 (北杜市) について請負契約を締結	90,000			令和8年度から 令和9年度まで	90,000	国庫支出金 33,012 諸収入 7,470 県債 44,000 県費 5,518
琴川ダム放流設備改良工事(山梨市) について請負契約を締結	139,000			令和8年度から 令和9年度まで	139,000	国庫支出金 48,872 諸収入 16,819 県債 65,000 県費 8,309
琴川ダム取水設備改良工事(山梨市) について請負契約を締結	460,000			令和8年度から 令和9年度まで	460,000	国庫支出金 161,736 諸収入 55,660 県債 218,000 県費 24,604
国庫補助統合一級河川整備事業について 請負契約を締結	590,000			令和9年度	590,000	国庫支出金 285,000 諸収入 20,000 県債 256,000 県費 29,000

国庫補助基幹河川改修事業について請負契約を締結	340,000			令和9年度	340,000	国庫支出金 160,000 諸収入 20,000 県債 144,000 県費 16,000
国庫補助特定構造物改築事業について請負契約を締結	255,000			令和9年度	255,000	国庫支出金 127,500 県債 114,000 県費 13,500
国庫補助広域連携河川改修事業について請負契約を締結	110,000			令和9年度	110,000	国庫支出金 49,500 県債 53,000 県費 7,500
国庫補助広域連携河川改修事業について用地取得及び物件移転補償契約を締結	130,000			令和9年度	130,000	国庫支出金 58,500 県債 64,000 県費 7,500
県単独河川改良事業について請負契約を締結	120,000			令和9年度	120,000	県債 120,000
国庫補助荒川ダム堰堤改良事業について請負契約を締結	180,000			令和9年度	180,000	国庫支出金 56,160 諸収入 39,600 県債 75,000 県費 9,240
相模川水系矢名沢通常砂防工事2工区(都留市)について請負契約を締結	140,000			令和8年度から 令和9年度まで	140,000	国庫支出金 70,000 県債 63,000 県費 7,000
国庫補助通常砂防事業について請負契約を締結	240,000			令和9年度	240,000	国庫支出金 120,000 県債 106,000 県費 14,000
国庫補助火山砂防事業について請負契約を締結	50,000			令和9年度	50,000	国庫支出金 27,500 県債 20,000 県費 2,500

国庫補助急傾斜地崩壊対策事業について請負契約を締結	170,000			令和9年度	170,000	負担金 8,500 国庫支出金 80,750 県債 70,000 県費 10,750
都市計画区域マスタープラン改定業務について委託契約を締結	11,242			令和9年度	11,242	県費 11,242
国庫補助街路事業について請負契約を締結	230,000			令和9年度	230,000	負担金 45,000 国庫支出金 126,500 県債 51,000 県費 7,500
国庫補助街路事業について用地取得及び物件移転補償契約を締結	149,000			令和9年度	149,000	国庫支出金 81,950 県債 59,000 県費 8,050
国庫補助緊急街路整備事業について用地取得及び物件移転補償契約を締結	264,500			令和9年度	264,500	国庫支出金 154,204 県債 96,000 県費 14,296
生活関連土木施設整備事業について請負契約を締結	80,000			令和9年度	80,000	県債 80,000
国庫補助都市公園建設事業について請負契約を締結	200,000			令和9年度	200,000	国庫支出金 100,000 県債 90,000 県費 10,000
県営住宅（甲府市内、山梨市内及び笛吹市内の団地以外の団地並びに貢川団地に限る。）の管理について協定を締結	1,632,815	令和7年度中	387,512	令和8年度から令和10年度まで	1,245,303	使用料 1,243,481 財産収入 294 諸収入 1,528
特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（甲府市内及び山梨市内の団地以外の団地に限る。）の管理について協定を締結	39,114	令和7年度中	9,280	令和8年度から令和10年度まで	29,834	使用料 29,792 財産収入 6 諸収入 36

県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（貢川団地を除く甲府市内、山梨市内及び笛吹市内の団地に限る。）の管理について協定を締結	807,032	令和7年度中	195,008	令和8年度から令和10年度まで	612,024	使用料 諸収入	611,323 701
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結	2,009			令和8年度から令和9年度まで	2,009	使用料	2,009
新教育情報ネットワークシステム機器等の賃借について契約を締結	1,884,302	令和6年度から令和7年度まで	629,461	令和8年度から令和11年度まで	1,241,460	県費	1,241,460
教育情報ネットワークシステムのセキュリティ監視について委託契約を締結	133,565	令和7年度中	59,347	令和8年度から令和9年度まで	74,218	県費	74,218
令和3年度小学校教員確保推進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成	25,680	令和3年度から令和7年度まで	301	令和8年度から令和15年度まで	5,138	県費	5,138
同上 （令和4年度）	25,680	令和4年度から令和7年度まで	436	令和8年度から令和16年度まで	9,047	県費	9,047
同上 （令和5年度）	25,680	令和5年度から令和7年度まで		令和8年度から令和17年度まで	25,680	県費	25,680
同上 （令和6年度）	25,680	令和6年度から令和7年度まで		令和8年度から令和18年度まで	25,680	県費	25,680
同上 （令和7年度）	25,680	令和7年度中		令和8年度から令和19年度まで	25,680	県費	25,680
同上 （令和8年度）	25,680			令和8年度から令和20年度まで	25,680	県費	25,680
県立学校教員用一人一台端末等の賃借について契約を締結	801,930	令和6年度から令和7年度まで	199,922	令和8年度から令和11年度まで	599,766	県費	599,766

県立図書館の管理について協定を締結	537,802	令和7年度中	107,148	令和8年度から令和11年度まで	430,654	県費	430,654
警察本部文書・人事業務等管理システム機器等の賃借について契約を締結	205,991	令和7年度中		令和8年度から令和13年度まで	205,990	県費	205,990
警察本部情報管理システムの構築及び保守について委託契約を締結	158,081	令和6年度から令和7年度まで	22,226	令和8年度から令和13年度まで	79,966	県費	79,966
警察本部通信指令システム機器等の賃借について契約を締結	1,270,093	令和6年度から令和7年度まで	20,565	令和8年度から令和12年度まで	1,213,315	国庫支出金 県費	606,653 606,662
自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について契約を締結	202,653	令和6年度から令和7年度まで	16,734	令和8年度から令和12年度まで	184,072	県費	184,072
警察本部事件対策システム及び警察本部総合指揮システムの構築及び保守について委託契約を締結	291,455	令和6年度から令和7年度まで	158,401	令和8年度から令和13年度まで	58,303	県費	58,303

地方債の令和 6 年度末における現在高並びに令和 7 年度末
及び令和 8 年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	令和 6 年度 末 現 在 高	令和 7 年度末 現 在 高 見 込 額	令和 8 年度中増減見込み		令和 8 年度末 現 在 高 見 込 額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普 通 債	582,881,441	605,175,401	86,178,000	38,765,389	652,588,012
(1) 土 木	412,865,694	428,048,114	60,071,000	28,285,781	459,833,333
(2) 農 林 水 産	103,343,894	103,758,556	8,189,000	6,294,092	105,653,464
(3) 教 育	18,047,388	17,025,144	7,075,000	1,451,251	22,648,893
(4) 公 営 住 宅	6,460,564	6,392,388	826,000	653,572	6,564,816
(5) 社 会 労 働	14,943,445	16,665,492	1,294,000	736,338	17,223,154
(6) 衛 生	75,680	72,387		3,293	69,094
(7) 庁 舎	1,348,592	2,498,588		133,504	2,365,084
(8) そ の 他	25,796,184	30,714,732	8,723,000	1,207,558	38,230,174
2 災 害 復 旧 債	5,825,987	5,502,396	1,524,000	896,515	6,129,881
(1) 土 木	5,752,862	5,353,521	1,475,000	888,390	5,940,131
(2) 農 林 水 産	73,000	148,875	49,000	8,125	189,750
(3) そ の 他	125				
3 そ の 他	293,188,623	270,379,619	2,104,000	21,325,096	251,158,523
(1) 転 貸 債			4,000		4,000
(2) 減 税 補 填 債	712,503	549,421		63,038	486,383
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	258,641,907	237,656,601		17,272,562	220,384,039
(4) 退 職 手 当 債	5,661,718	5,208,644		453,074	4,755,570
(5) 減 収 補 填 債 (特 例 分)	11,329,592	10,643,499		686,093	9,957,406
(6) 病 院 債	16,842,903	16,321,454	2,100,000	2,850,329	15,571,125
合 計	881,896,051	881,057,416	89,806,000	60,987,000	909,876,416

(注) 「起債見込額」には、前年度からの繰越事業に係る見込額 40,438,000 千円を含む。